



消防災第 477 号
平成 25 年 12 月 25 日

各市区町村長

殿

各消防長

消防庁長官
(公印省略)

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に係る
消防団の充実強化について（依頼）

消防団は、地域防災力の中心として大きな役割を果たしておりますが、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化など、様々な課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されています。

このような状況を危惧し、本年 11 月 8 日、別添のとおり新藤総務大臣から各都道府県知事、各市区町村長あてに親展で書簡を發出し、消防団員の確保について一層の取組みをお願いしたところです。

こうした中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、12 月 13 日に公布・施行されました。この法律において、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務付けられました。

消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を 12 月 24 日に立ち上げ、消防団の充実強化を強力に推進していく体制をとりました。

平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度当初予算においては、消防団の救助資機材搭載車両の整備として合計約 34 億円計上しております。また、来年度からの地方財政措置として、消防団装備に対する地方交付税を、平成 25 年度は標準団体（人口 10 万人）あたり約 1,000 万円であることを大幅に増加させる予定であり、併せて消防団車両及び拠点施設の機能強化に対する地方財政措置（緊急防災・減災事業債：平成 25 年度実施予定額約 85 億円）を継続実施することとなりました。さらに、消防団員の退職報償金を一律 5 万円（最低支給額 20 万円）引き上げることとしました。

報酬・手当については、決算ベースでの支給額が交付税措置額を大幅に下回る状況であります。交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、報酬・手当の条例単価が低い市町村におかれましては、積極的な単価の引上げをお願いいたします。

各団体において、消防団員の確保や報酬・手当の改善、装備の充実などについて、今般成立した法律並びに平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算・地方財政措置を踏まえ、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。